

# 求められる固形分表示

## ～銘柄間でもずく量約4倍差～

消費者から「スーパーで銘柄の違うもずく酢を購入したところ、表示内容量は同じなのに中に入っているもずくの量が全然違う」という相談が寄せられました。もずく酢には内容量は記載されていますが、なめこの瓶詰のように固形分の表示はありません。そこで、市販されているもずく酢の表示及び固形分を調べました。

### テスト品目

もずく酢12銘柄

### テスト結果

#### ○内容量

各銘柄とも3カップの内容量を測定し、その平均を1カップの内容量としました。全銘柄とも実際に入っていた内容量は表示内容量より多く、計量法の量目誤差範囲内であり、問題はありませんでした。

#### ○固形分

固形分を調べた結果、銘柄によってばらつきがあり、最も少ないのはNo.5の10.8g、最も多いのはNo.12の35.9gで、平均27.1gでした。内容量に対する固形分の割合を算出すると、No.5が最も少なく14.6%、No.7が最も多く57.5%であり、平均は36.7%でした。

#### ○価格

1カップ当たりの価格を算出し、内容量及



テストしたもずく酢12銘柄

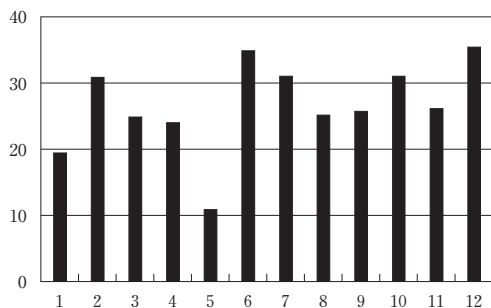
び固形分と比較しました。1カップ当たり最も価格が高かったのはNo.9の66円で、No.3が32円と最も安く、平均は45円でした。価格と内容量、価格と固形分に相関性は認められませんでした。

#### ○表示

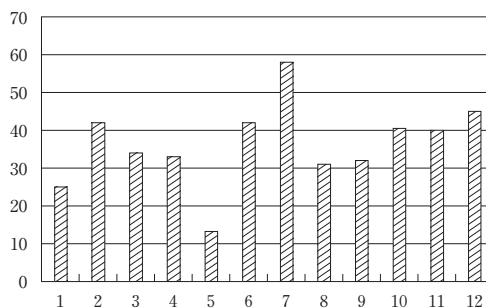
もずく酢は、食品衛生法及びJAS法の加工食品品質表示基準に基づき、名称、原材料名、原料原産地名、内容量、消費期限または賞味期限、保存方法、製造者等の氏名または名称及び住所の表示が必要であり、12銘柄すべてに表示されていました。

低カロリーまたは糖質ゼロといった栄養成分等に関する表示がNo.3、4、5、9、11の5銘柄にあり、健康増進法の栄養表示基準に従った栄養成分表示がされていました。そのほかの銘柄もNo.10を除いてすべてに栄養成分表示がありました。

固形分 (g)



内容量に対する  
固形分の割合 (%)



## ●もずく酢テスト結果

No.	商品名	製造者または販売者	表示内容量 (g)	内容量 (g)	固形分 (g)	内容量に対する固形分の割合 (%)	1カップあたりの価格 (円)
1	三杯酢もずく	イオン(株)	70	73.6	19.4	26.4	33
2	味付けもずく 米黒酢入り	大久 加工事業部	70	72.8	31.1	42.7	38
3	三杯酢もずく	(有)沖栄フーズ	70	74.1	25.4	34.3	32
4	三杯酢味付もずく	カネリョウ海藻(株)	70	74.7	24.5	32.8	33
5	ZERO 三杯酢もずく	山忠食品工業(株)	70	73.9	10.8	14.6	33
6	三杯酢味付もずく	生活協同組合コープ さっぽろ石狩食品工場	70	82.9	35.2	42.5	56
7	カネカの磯もずく	(株)カネカシーフーズ	50	54.1	31.1	57.5	42
8	味付もずく三杯酢	合同会社 西友	80	85.2	26.4	31.0	53
9	三杯酢もずく	(株)トリトンフーズ	80	84.3	26.7	31.7	66
10	味付もずく三杯酢	デリー物産(株)	70	77.0	31.4	40.8	59
11	味付もずく(三杯酢)	カネリョウ海藻(株)	60	68.0	27.1	39.9	35
12	もずく玄米黒酢	(株)八葉水産	70	78.5	35.9	45.7	56
平均					27.1	36.7	45

### ま と め

- 内容量は全銘柄とも表示内容量より多く含まれており、計量法の基準を満たしていました。
- 1カップ当たりの内容量に対する固形分は、14.6～57.5%と銘柄によりばらつきがありました。
- 価格と固形分には相関性がなく、価格の高い商品に必ずしももずくが多く含まれているとは限りませんでした。

● 食品衛生法及び JAS 法の加工食品品質表示基準において、もずく酢に対して固形分の表示は義務付けられていません。また、計量法においてもずく酢は「もずく」と「酢」の両方を可食として考えるため、内容量の表示は全体重量でよいとしています。消費者としてはもずく酢に含まれる「もずく」の量が、商品を選択する際の目安になります。固形分の表示がなければ、消費者はもずく量を判断できないため、固形分の表示が必要である旨、消費者庁に要望しました。